

平成 21 年 11 月 6 日

保護者 様

県立藤枝北高等学校長

学校保健安全法に基づく臨時休業の実施について

このことについて、本校においてインフルエンザの集団的感染が確認されたので、学校保健安全法第 20 条に基づく設置者（県）の指示を受け、集団感染の拡大を防止する観点から、下記のとおり 1 学年の臨時休業を実施します。

臨時休業期間中は、外出を控え、家庭で過ごすこととし、感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。臨時休業中の連絡事項については、連絡網でお知らせしますので、御子様への適切な指導をお願いいたします。

また、本校のホームページにも同じ内容の情報を掲載しますので、ご利用ください。

記

- 1 期間 平成 21 年 11 月 6 日（金）から 11 月 12 日（木）まで
- 2 対象 1 学年生徒
- 3 臨時休業中の生活及び学習について
別紙「**臨時休業期間における生活上の注意事項**」による。
- 4 その他
状況によっては、臨時休業期間を変更する場合があります。変更する場合は、連絡網で家庭に連絡します。また、ホームページにも同じ内容の情報を掲載します。